

健康案内

健康づくり



健康課 ☎725・5422 FAX725・5198

8月の母子健康案内 お気軽にご相談下さい

Table with 6 columns: 事業名, 対象, 会場, 開催日, 時間, 内容/その他. Contains details for various health events like pregnancy classes and lactation seminars.

目お知らせ

募集

児童館及び学童保育クラブ・学童保育クラブ

指定管理者

①児童館及び学童保育クラブ

一括して管理運営できる1団体を募集します。

第二学童保育クラブ・小山中央学童保育クラブ・大戸のびっ子学童保育クラブ・山崎学童保育クラブ

障がい児スポーツ教室 指導員(体育館)

期間 2015年4月1日〜2020年3月31日(5年間)

申請 8月18日午前9時〜22日午後5時に、直接児童青少年課(市庁舎2階)へ(郵送不可)。

※詳細は募集要項をご覧ください(募集要項・仕様書・申請書は8月1日午前9時〜22日午後5時に児童青少年課で配布、募集要項・仕様書は町田市ホームページでダウンロード可)。

〇説明会を行います いずれも直接会場へおいで下さい。

日8月11日(月) ①午前10時から②午前11時から

場市庁舎2階会議室2-1

問児童青少年課 ☎724・2142

1822 FAX050・3101・8380

小野路宿里山交流館

指定管理者 小野路宿里山交流館の指定管理者を募集します。

※詳細は募集要項(8月4日まで産業観光課(市庁舎9階)で配布、町田市ホームページでダウンロード可)をご覧ください。

期間 2015年4月1日〜2020年3月31日(5年間)

申請 9月1日午後5時までに直接産業観光課へ(郵送不可)。

〇現地説明会を開催します 直接同館へおいで下さい。

日8月8日(金) 午後1時30分から

問産業観光課 ☎724・2142

ご案内

全国消費実態調査

総務省・都・市では、今年9月〜11月の3か月間、全国消費実態調査を実施します。

この調査は、統計法に基づいて実施される国の重要な調査であり、調査結果は、国や地方公共団体が行う各種経済・社会政策や研究機関などで行う消費・経済分析のための貴重な基礎資料となります。

市では、7月下旬から調査対象地域(16調査区)にお住まいのすべての世帯を訪問し、チラシの配布と世帯主の氏名等の確認をさせていただきます。また、調査票の記入をお願いする世帯には、8月末までに改めて調査員がお願いいたします。

ご理解ご協力をお願いいたします。

対福祉に理解のある20歳以上の方(スポーツの指導経験は不問)

日土曜日の午後3時〜5時、年36回程度(参加日数は心相談)

場サン町田旭体育館

内ジョギングやランポリン等で、楽しく身体を動かす参加者をサポート

氏名等の確認をさせていただきます。また、調査票の記入をお願いする世帯には、8月末までに改めて調査員がお願いいたします。

〇調査員は写真付き「統計調査員証」を携帯しています。

問市政情報課 ☎724・2106 (受付時間 平日の午前9時〜午後5時) FAX050・3085・3142

住宅改修に伴う固定資産税(家屋)の減額制度

一定の要件を満たす住宅の改修工事を行った場合、固定資産税を減額します。

※工事が完了した日から3か月以内に申告して下さい。

〔耐震改修〕

対1982年1月1日以前に建築された住宅を、現行の耐震基準に適合させるよう改修工事(工事費用が50万円を超えるもの)を行ったもの

内固定資産税の2分の1を減額(1戸当たり床面積120㎡相当分を上限)

減額期間 2013年1月〜2015年12月に工事が終了した場合 翌年度1年分(ただし、建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する通行障害既存耐震不適格建築物に該当するものは翌年度分から2年分)

※「簡易耐震工事」の場合は改修工事に必要な要件・基準を満たさないため、軽減措置の対象外です。

〔バリアフリー改修〕

対2007年1月1日以前に建築された住宅(賃貸住宅を除く)で、一定の要件を満たす省エネ改修工事(窓の断熱改修工事が必須・工事費用が50万円を超えるもの)を行ったもの

内固定資産税額の3分の1を減額(1戸当たり床面積120㎡相当分を上限)

減額期間 改修工完了の翌年度1年分

〔省エネ改修〕

対2008年1月1日以前に建築された住宅(賃貸住宅を除く)で、一定の要件を満たす省エネ改修工事(窓の断熱改修工事が必須・工事費用が50万円を超えるもの)を行ったもの

内固定資産税額の3分の1を減額(1戸当たり床面積120㎡相当分を上限)

減額期間 改修工完了の翌年度1年分

※バリアフリー改修及び省エネ改修に伴う減額は、各々の

公開している会議 傍聴のご案内

Table with 5 columns: 会議名, 日時, 会場, 定員, 申し込み. Lists various public meetings and their details.

建築された住宅(賃貸住宅を除く)で、一定の要件を満たすバリアフリー改修工事(補助金などを除く工事費用が50万円を超えるもの)を行ったもの

内固定資産税額の3分の1を減額(1戸当たり床面積100㎡相当分を上限)

減額期間 改修工完了の翌年度1年分

〔省エネ改修〕

対2008年1月1日以前に建築された住宅(賃貸住宅を除く)で、一定の要件を満たす省エネ改修工事(窓の断熱改修工事が必須・工事費用が50万円を超えるもの)を行ったもの

内固定資産税額の3分の1を減額(1戸当たり床面積120㎡相当分を上限)

減額期間 改修工完了の翌年度1年分

※バリアフリー改修及び省エネ改修に伴う減額は、各々の

問下水道管理課 ☎724・4339 FAX050・3161・6872

日10月5日(日) 午前10時〜正午

場青山学院大学(渋谷区) 費6000円

申請 7月22日から下水道管理課(市庁舎8階)で配布に記入し、8月1日〜9月1日(消印有効)に郵送で東京都下水道サービス(株) ☎03・3241・0818へ。

日曜月市(日) 午前7時〜8時

724・2166